

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和二年度、令和三年度及び令和四年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件

○厚生労働省告示第七十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和二年度、令和三年度及び令和四年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を次の表のよう  
うに定め、令和六年四月一日から適用し、令和五年厚生労働省告示第三十七号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和元年度、令和二年度及び令和三年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

一 令和二年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	七五、七三〇、二七五、三三二円	四五七、四三八人
五歳から九歳まで	四八、九四一、一一五、二〇七円	五六七、二三五人
十歳から十四歳まで	四九、二九四、二四四、六四七円	六三二、四二七人
十五歳から十九歳まで	五一、〇三一、五四三、七七七円	七二六、一九四人
二十歳から二十四歳まで	六七、〇六二、五三七、六〇八円	八九五、一二六人
二十五歳から二十九歳まで	八九、五一〇、九五〇、八三五円	八七六、五三二人
三十歳から三十四歳まで	一二二、二二四、六七五、八〇三円	九四六、二二六人
三十五歳から三十九歳まで	一七五、二四六、三五六、四〇四円	一、一三六、三四四人
四十歳から四十四歳まで	二四六、八七九、七二四、三三五円	一、三二四、一〇四人
四十五歳から四十九歳まで	三六五、二二三、六七〇、一〇九円	一、五八五、一〇〇人
五十歳から五十四歳まで	四二九、三五三、四八八、六四四円	一、五二五、五九二人
五十五歳から五十九歳まで	五三三、四四七、一七四、一四五円	一、五七八、五五〇人

六十歳から六十四歳まで	八八三、四八八、九一〇、三八七円	二、四四二、八八三人
六十五歳から六十九歳まで	一、八〇一、九二二、二九五、〇四七円	四、九三八、四八四人
七十歳から七十四歳まで	三、三五八、六〇四、一六〇、三二五円	六、八六五、六五二人

二 令和三年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	八四、八三六、一四四、〇六七円	四一八、一二七人
五歳から九歳まで	五二、六〇九、五一八、三二五円	五三八、三二〇人
十歳から十四歳まで	五三、七六八、一〇六、七一円	六〇八、三〇九人
十五歳から十九歳まで	五四、七六三、一三六、〇四〇円	六七五、一三七人
二十歳から二十四歳まで	七三、九八〇、七四八、三九六円	八五八、五七四人
二十五歳から二十九歳まで	九五、九五二、四五四、八八九円	八五六、六三二人
三十歳から三十四歳まで	一二五、三四一、九五九、二六二円	八九四、七五二人

三十五歳から三十九歳まで	一八〇、〇六七、二七六、九五二円	一、〇八六、八七〇人
四十歳から四十四歳まで	二四八、一二七、一四七、四九〇円	一、二五〇、四八七人
四十五歳から四十九歳まで	三七一、五〇七、六一一、四三〇円	一、五三五、二一九人
五十歳から五十四歳まで	四六六、九四四、一五一、〇六八円	一、五八九、五八八人
五十五歳から五十九歳まで	五四四、七一七、二〇五、二二二円	一、五三七、六九三人
六十歳から六十四歳まで	八八六、九〇一、七二六、四三七円	二、三三二、一七〇人
六十五歳から六十九歳まで	一、七五四、一六〇、八一八、五四四円	四、五九五、四五五人
七十歳から七十四歳まで	三、六六三、九九六、一三七、四五二円	七、二二二、六九四人

二 令和四年度の全ての都道府県に係る年齢階層ごとの被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数

年齢階層	医療費指数算定基礎額の総額	被保険者の総数
〇歳から四歳まで	八一、四二七、六六一、三三九円	三九一、二七三人
五歳から九歳まで	五一、七三三、三二五、二二九円	五一六、〇九二人

十歳から十四歳まで	五三、一五八、一八四、三三二円	五八六、三四一人
十五歳から十九歳まで	五五、二六六、五五二、四七四円	六六四、二七三人
二十歳から二十四歳まで	七八、一三五、五一六、五九四円	八八四、〇七三人
二十五歳から二十九歳まで	一〇〇、二三三、七七八、五四九円	八七二、四二六人
三十歳から三十四歳まで	一二四、六三三、〇〇二、三六三円	八六七、三九三人
三十五歳から三十九歳まで	一七八、一一〇、〇四一、七五五円	一、〇四八、一三二人
四十歳から四十四歳まで	二四五、三四八、三四三、六四一円	一、二〇五、五〇四人
四十五歳から四十九歳まで	三六三、〇一六、三四一、三七九円	一、四五三、〇一九人
五十歳から五十四歳まで	四七六、七三二、五八九、六九六円	一、五八二、二五〇人
五十五歳から五十九歳まで	五六一、九七三、七八一、〇六二円	一、五三六、六〇三人
六十歳から六十四歳まで	八七七、二〇六、三二九、〇四五円	二、二三八、二七七人
六十五歳から六十九歳まで	一、六八〇、九四五、八五〇、二二九円	四、二九三、三三二人
七十歳から七十四歳まで	三、六一〇、〇八九、〇二三、二四五円	六、九三八、一三五人